

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 地下水地盤環境に関する研究協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、都市域における地下水情報を収集・分析するとともに、適正に管理した上で、次の役割を果たすことを目的とする。

- ・ 建設工事の安全性・経済性の確保に資する活動
- ・ 持続可能な地下水の保全と利用の推進に資する活動
- ・ 地下水地盤環境の保全に資する活動
- ・ 地下水・地盤災害への対策と防災技術の発展に資する活動

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 地下水に関する情報網の確立
- 2) 地下水に関する情報の収集・分析及び分析結果の会員間の共有
- 3) 地下水地盤環境保全に関する研究
- 4) 地盤の水理特性、地下水の水質に関する研究
- 5) 地下水・地盤災害に対する都市防災に関する研究
- 6) 研究成果や情報の発信および啓蒙活動
- 7) その他、当法人の目的を達成するために必要な業務

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報により行う。

第2章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 当法人に次の会員を置く

- (1) 特別会員：官公庁・公共性の高い法人及び団体、地下水地盤環境に関して学識経験を有する個人
- (2) 正会員：特別会員以外の法人及び団体
- (3) 個人会員：当法人の活動に賛同し、その情報を必要とする研究活動会員以外の個人
- (4) 研究活動会員：委員会活動に従事する者
- (5) 名誉会員：当法人において、特に顕著な功績のあった者で総会において承認された個人

- 2 正会員および個人会員は、別に定める会費を毎年納入する義務を負う。特別会員、研究活動会員、名誉会員は、会費を必要とせず、地下水情報網の整備、研究委員会等への参加、各種資料の提供、研究成果の発信等で、当法人への協力に努めるものとする。
- 3 正会員及び特別会員は、地下水に関する研究等を研究協議会に委託することができる。

(入会)

- 第7条 第3条の目的に賛同し、入会を希望する法人、団体または個人は、所定の入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得て入会することができる。

(退会)

- 第8条 退会を希望する法人、団体又は個人は、細則に示す所定の退会届を当法人に提出する。

(除籍)

- 第9条 次のいずれかに該当する会員については、理事会の承認を得て除籍することができる。除籍された会員は、第39条に定める全ての権利を失うものとする。
- (1)この定款または細則の規定に対して重大な違反があったとき
 - (2)法人又は団体が解散し又は破産したとき
 - (3)別に定める会費を1年間以上未納の正会員及び個人会員

(社員)

- 第10条 特別会員、正会員、個人会員、名誉会員の中から、希望する者2名以上を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号に規定する社員とする。

(社員名簿)

- 第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

- 第12条 総会を、法人法上の社員総会とし、すべての社員をもって構成する。
- 2 社員を除く会員は、総会に参加できる。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1)役員の選出
 - (2)年間事業報告及び決算
 - (3)年間事業計画及び予算
 - (4)委員会の設置及び廃止
 - (5)定款の変更
 - (6)解散及び残余財産の処分

(7)その他重要事項に関すること及び社員総会で決議するものとして法令で定める事項

(開催)

第 14 条 当法人の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、代表理事が必要と認めた場合、及び会員の 3 分の 1 以上の賛同が得られた場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

2 総会に出席しない社員は、書面あるいは電磁的方法により、議決権を別の社員に委任できる。

(決議)

第 18 条 総会は、社員の過半数が出席することで成立し、総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事： 3 名以上 7 名以内

(2)監事： 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下にならない場合は、理事に選任できない。

4 理事会での議論に会員の意見を反映するために、会員の中から 30 名以下の運営委員をおくことができる。

(役員の選任)

第 21 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 運営委員の任期は、各年 7 月 1 日から 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 運営委員は理事会に出席して、意見を述べることができる。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事の選定及び解職
- (4)研究委員会委員の任命及び分科会の設置廃止
- (5)細則の制定

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、理事会の規則で定める。

第 6 章 事業運営

(事業の実施)

第 37 条 第 4 条の事業は、会員が共同で実施するものとする。なお、その役割については、別に定める。

(研究委員会)

第 38 条 第 3 条の目的を達成するため、研究委員会及び分科会を設けることができる。

- 2 研究委員会は、個別のテーマに関する研究を行う場として、理事会の承認を経て、総会の決議により、必要に応じて設けるものとする。
- 3 分科会は当法人の運営を支援するために、必要に応じて理事会の決議を得て、期間を限定して設けることができる。分科会の委員の任期は、理事会が決定する。
- 4 研究委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める運営細則により定める。

(地下水データ及び研究成果の取り扱い)

第 39 条 当法人の事業により得た地下水データ及び研究成果は、当法人の活動中ならびに解散後も会員の共有として、互いに利用を図る。会員外への持出し・譲渡は禁止する。また、成果が工業所有権に該当する場合は別途協議する。

- 2 当法人の事業により得た地下水データ及び研究成果を用いて研究発表等をおこなう場合は、当法人の事業成果を用いた旨を発表論文に明記し、かつ当法人に原稿コピーまたは原稿電子ファイルを送付するものとする。
- 3 会員は、当法人事業により得られたデータベース及び成果を利用する権利を有する。

(細則)

第 40 条 事業運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、理事会の決議によって定める運営細則で定める。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様

とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 基金

(基金の拠出等)

第48条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 50 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大島昭彦、勝見武、神谷浩二

設立時代表理事 大島昭彦

設立時監事 森川俊英

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員住所 〒540-0008 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 2 号

国民會館大阪城ビル 6 階

一般財団法人 GRI 財団

設立時社員住所

橋 本 正

(任意団体 地下水地盤環境に関する研究協議会からの移行)

第 52 条 任意団体 地下水地盤環境に関する研究協議会が解散した日を以て、その会員は全て当法人の会員として移行し、その権利義務の一切は当法人が承継する。

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人地下水地盤環境に関する研究協議会設立のため、設立時社員を代理して、枉司法書士法人がこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

設立時社員 一般財団法人 G R I 財団

代表理事 三 村 衛

設立時社員 橋 本 正

上記代理人 枉司法書士法人

代表社員 北 村 清 孝